

## 寄附金のお願い

宮城県文化振興財団は、県民の自由な発想と活力を生かしながら、広範、多様な文化振興事業を行うことにより、本県の文化活動の一層の活性化を図り、もって、個性豊かなみやぎの文化の創造に寄与することを目的としており、その目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) 古典芸能・ワンコインコンサート等の鑑賞事業、ワークショップ
- (2) アウトリーチコンサート、指導者（指揮）育成講習会
- (3) 文化団体への助成、文化事業の共催事業
- (4) 文化団体海外公演への助成事業
- (5) 東京エレクトロンホール宮城の管理運営

当法人が、平成24年4月1日に公益法人に移行したことに伴い、当法人に御寄附を頂いた場合には、「特定公益増進法人に対する寄附」として、税制面の優遇措置が受けられることとなりました。

また、宮城県にお住まいの方が、当法人に御寄附を頂いた場合には、「条例指定寄附金」として、個人県民税の優遇措置が受けられることとなりました。

これからも、みやぎの文化の創造に寄与する様々な事業を展開させていくためにも、皆様の御支援、御協力をお願いいたします

### <特定公益増進法人に対する寄附金控除>

#### ■ 個人として御寄附いただいた場合の寄附金控除額

①または②のいずれか低い金額－2千円

- ① その年に支出した特定寄附金（公益財団等に対して支出した寄附金）
- ② その年の総所得金額の40%相当額

(例) 総所得が500万円で特定寄附金として10万円寄付した場合の控除額

$$5,000,000 \text{ 円} \times 40\% = 2,000,000 \text{ 円} > 100,000 \text{ 円}$$

$$100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 98,000 \text{ 円}$$

よって、98,000円が寄附金控除額となります。

#### ■ 法人として御寄附いただいた場合の寄附金控除額

寄附金の額を限度に①及び②の区分の合計額を限度として損金算入されます。

① 特定公益法人等に対する寄附金の特別算入限度額

$$\text{資本のある法人} \cdots \{ (\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\%) + (\text{所得の金額} \times 6.25\%) \} \times 1/2$$
$$\text{資本のない法人} \cdots \text{所得の金額} \times 6.25\%$$

(例) 資本金1,000万円、所得100万円の法人の場合

$$(10,000,000 \text{ 円} \times 3.75/1000 + 1,000,000 \text{ 円} \times 6.25/100) \times 1/2 = 50,000 \text{ 円}$$

よって、5万円までの寄附が損金となり5万円を超える部分は損金不算入となります。

② 一般の寄附の損金算入限度額

$$\text{資本のある法人} \cdots \{ (\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\%) + (\text{所得の金額} \times 2.5\%) \} \times 1/4$$

資本のない法人・・・所得の金額×1.25%

(例) 資本金 1,000 万円, 所得 100 万円の法人の場合

$$\{(1,000 \text{ 万円} \times 2.5/1,000) + (100 \text{ 万円} \times 2.5/100)\} \times 1/4 = 12,500 \text{ 円}$$

よって, 12,500 円までの寄附が損金となり 12,500 円を超える部分は損金不算入となります。

#### < 条例指定寄附金控除 >

##### ■ 寄附金税額控除の適用を受けられる方

当法人に寄附金を支払った個人の方で, 寄附金を支出した年の翌年の 1 月 1 日現在, 宮城県に住所を有する方

##### ■ 控除額の算出方法

$$(\text{条例指定寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \times 4 \%$$

(例) 条例指定寄附金額 10 万円の場合

$$(100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 4 \% = 3,920 \text{ 円}$$

よって, 3,920 円が控除額となります。

#### < 寄附金税額控除を受ける手続き >

寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには, 当法人が発行する「寄附金受領証明書」を添えて, 確定申告をする必要があります。

詳細については, 所得税の控除の場合は, 最寄りの税務署に, 個人県民税の場合は宮城県税務課 (02-211-2323) へお問い合わせ願います。

##### ■ その他

事前に御承諾いただいた場合, 御寄附いただいた方々をホームページ等で御紹介いたします。